

趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

取組の現状

放課後子供教室 (文部科学省)

放課後児童クラブ (厚生労働省)

趣旨

すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施

共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供

H30予算

60.1億円の内数

799.7億円

実施か所数 (クラブ児童数)

17,615か所 (平成29年9月)

24,573か所 (1,171,162人) (平成29年5月)

(一体型) 4,554か所 (平成29年5月)

実施場所

小学校 69.1%、その他 (公民館、中学校など) 30.9% (平成29年9月)

小学校 54.0%、その他 (児童館、公的施設など) 46.0% (平成29年5月)



今後の方向性

【4つの推進方策】

市町村行動計画等に基づく計画的な整備
学校施設の徹底活用
共通プログラムの充実
総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標 (平成31年度末まで)

全小学校区 (約2万か所) で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備 (約94万人 約122万人)

新規開設分の約80%を小学校内で実施

新しい経済政策パッケージ
(平成29年12月8日閣議決定)
【抜粋】

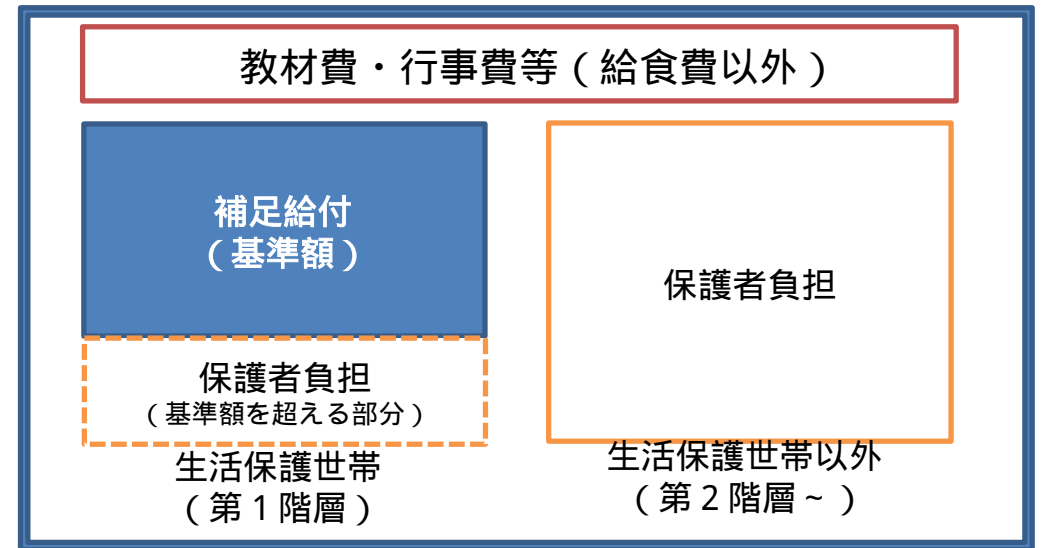
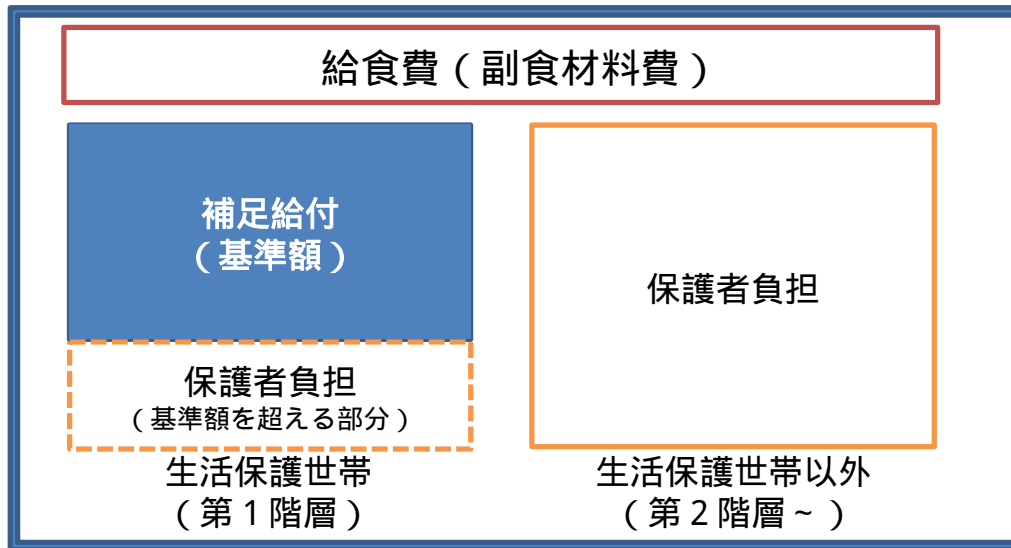
「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿確保を、2018年度までに前倒しする。

実費徴収に係る補足給付を行う事業について

新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項等の規定に基づき、日用品、文房具等の購入に要する費用、及び、食事の提供に要する費用等について、市町村の定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされており、この実費徴収額について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業を実施する。

当該補足給付事業については、認定区分に応じて対応が異なる「給食費（副食材料費）」と、それ以外の「教材費・行事費等」に分けて費用の一部を補助する事業を行う。

（事業のイメージ）



<対象者>

生活保護世帯（第1階層に該当する者）

<基準額（1人当たり月額）>

給食費（副食材料費）

1号認定：4,500円（副食費相当）

教材費・行事費等

1号～3号認定を通じて同額：2,500円

<実績（平成28年度）>

給食費（副食材料費）

1号認定：356か所、792人

教材費・行事費等

1号認定：464か所、800人

2号認定：3,465か所、8,055人

3号認定：2,382か所、3,495人

135
か所数については、重複あり。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業について

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

(1) 新規参入施設等への巡回支援（平成26年度創設）

市町村が新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する。

(2) 認定こども園特别支援教育・保育経費（平成27年度創設）

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

実施主体：市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）

実施要件：＜新規参入施設等への巡回支援＞

対象事業者：保育所、認定こども園、小規模保育事業を始め、地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者。

＜認定こども園特别支援教育・保育経費＞

対象施設：健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、対象児童の教育・保育を担当する職員を加配する施設

対象児童：次の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

(ア) 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

(イ) 特别児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

(ウ) 認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定区分に該当する者であること。

交付実績：巡回支援 931 箇所（平成28年度）

認定こども園特别支援教育・保育経費 94 箇所（平成28年度）

負担割合：国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市区町村 1 / 3

＜基準額＞

(1) 新規参入施設等への巡回支援

1 施設当たり年額 400,000円

(2) 認定こども園特别支援教育・保育経費

対象障害児 1 人当たり月額 65,300円

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）について

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な事業者による事業実施を促進することが必要である。このため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

1 実施主体

市町村(特別区を含む。以下同じ。)

2 実施場所

私立認定こども園

3 対象となる子ども

次の(ア)～(ウ)の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

(ア)日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

(イ)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、その他健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

(ウ)6の表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

4 補助要件

- ・ 当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること。
- ・ 当該認定こども園において、公定価格上求められる教育・保育を担当するために配置すべき職員数(加算を含む。)に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を配置すること。

5 補助単価

子ども1人当たり 月額 65,300円

6 対象となる施設 私立認定こども園

: 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

: 私学助成(特別支援教育経費) : 一般財源化前の障害児保育事業

認定こども園			1号	2号	3号
幼保 連携型	学校法人立 ^{1,2}	旧接続型			
		旧並列型			
	上記以外				
幼稚園型	幼稚園部分が 学校法人立 ¹	単独型			
		接続型			
		並列型			
	上記以外	単独型			
		接続型・並列型			
保育所型					
地方裁量型					

1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む

2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したものと及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外

(参考)

「子育て支援員」研修について

趣旨

子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。

このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

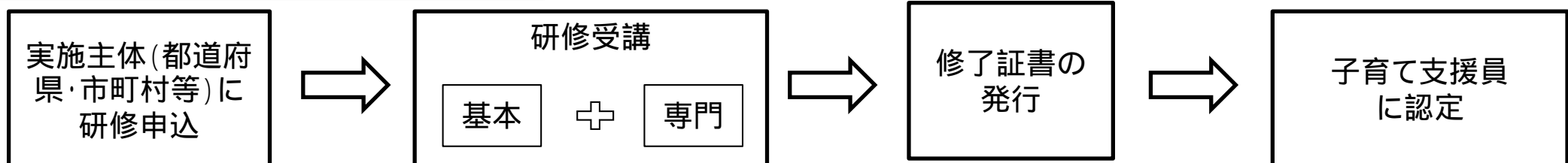
国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者

研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。

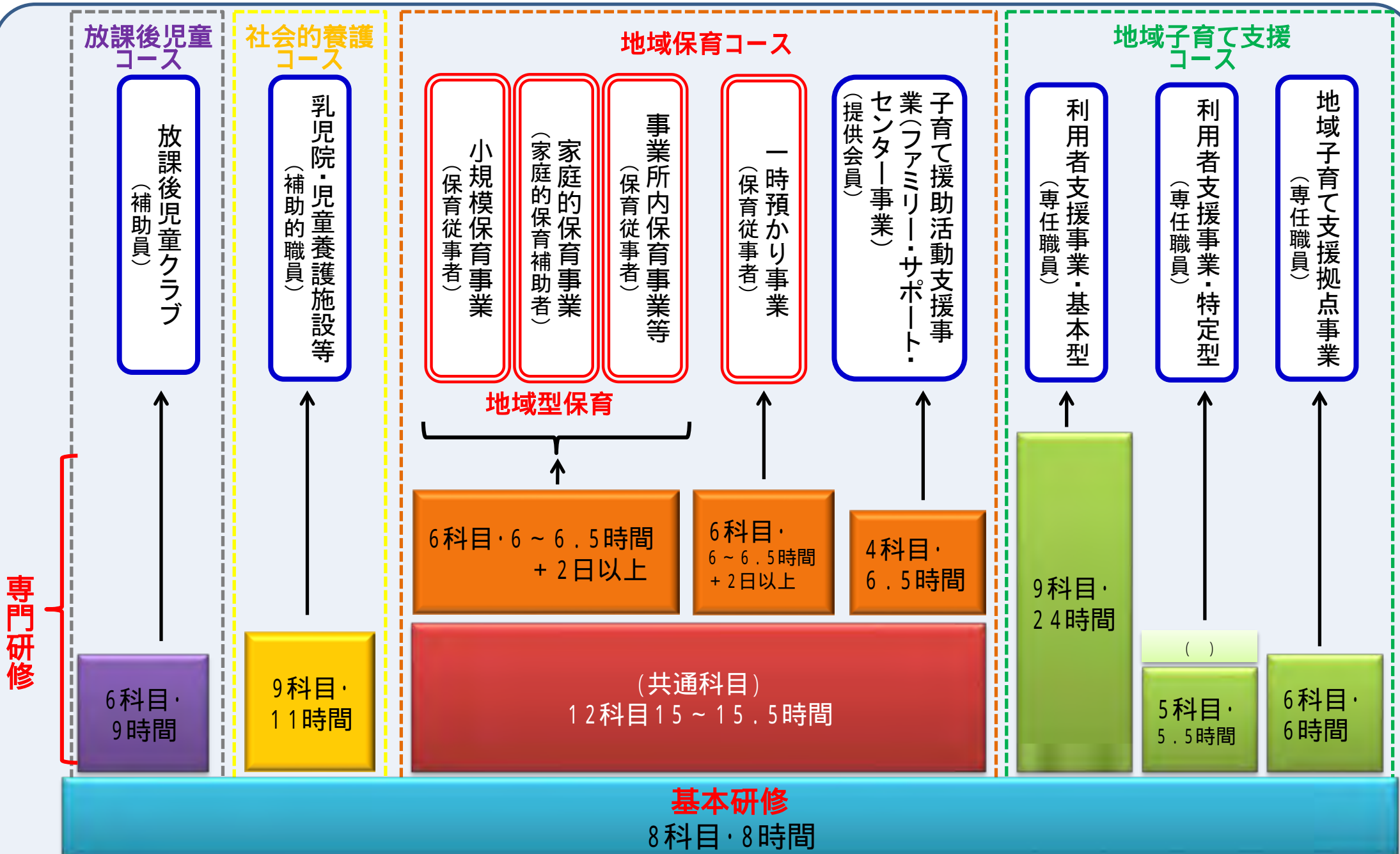
研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系



「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 二重線枠は、研修が従事要件となる事業。実線枠は、研修の受講が推奨される事業。